

国土強靱化地域計画策定ガイドラインの作成について

国土強靱化地域計画策定ガイドラインの作成について（案）

1 国土強靱化地域計画について

○基本法において、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する計画等の指針となるものとして、国土強靱化地域計画を定めることができることとなっている。

（参考）強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

第13条（国土強靱化地域計画）

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下、「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

2 地域計画策定ガイドライン作成の趣旨

○国土強靱化の取組を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠である。

○このため、国における国土強靱化基本計画の策定の後、すみやかに、より多くの地方公共団体において国土強靱化地域計画が策定され、国と地方が一体となって強靱化の取組を推進していくことが重要となる。

○国においては、地域計画の円滑な策定が図られるよう、地方公共団体の参考となるガイドラインを作成し、普及を図ることとする。

3 検討スケジュールと検討手法(案)

- 基本計画案の検討と並行して地域計画策定ガイドライン案の検討を進め、基本計画の決定時期(本年5月予定)を目途として、ガイドラインをとりまとめる。
- ガイドライン案の作成にあたっては、ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会に「地域計画ガイドライン検討ワーキンググループ」を設け、WGにおける議論を踏まえつつ、内閣官房国土強靱化推進室において作成する。
- 上記のガイドラインのとりまとめ以降は、事例の蓄積等を図りつつ、適時に、改定版を作成する。

4 ガイドラインの検討にあたっての論点例

〔脆弱性評価について〕

- 今回国が実施中の脆弱性評価においては、起きてはならない最悪の事態として45の事態、施策分野として12の個別施策分野と3の横断的分野を設定し、それぞれの事態を回避する施策の有無・進捗度等を横断的に評価しているが、地域計画における評価手法はどのようにあるべきか。

〔地域特性の考慮について〕

- 地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならない(基本法第16条)が、都道府県・市町村における地域特性の違いも踏まえ、何について調和すべきか。

〔重点化・優先順位付けについて〕

- 重点化・優先順位付けのメルクマールをどのように考えるべきか。何を参考にして判断すべきか。

〔体制及び住民の参加手法について〕

- 都道府県・市町村が策定する場合の体制に関する留意点としてどのようなことが考えられるか。
- どの段階で、どのような形で住民に参加してもらうか。

〔地域計画の情報収集・提供について〕

- 全国の地域計画に関する情報収集・提供をどのようにするか。

5 ガイドラインの構成骨子(素案)

(1) 総論(地域計画の位置付け、留意点)

- ・ 基本法における地域計画の位置付け
- ・ 地域計画策定の推進の必要性
- ・ 地域計画の策定主体、策定体制
- ・ 国と地方公共団体との役割分担
- ・ 国の基本計画との調和
- ・ 地域防災計画との関係 等

(2) 地域計画における基本構成・検討事項

- ・ 基本的な考え方、作成手順
- ・ 目指すべき目標
- ・ 脆弱性の評価
 - 起きてはならない事態の検討・設定方法
 - 脆弱性評価の手法
- ・ 施策の推進方針
 - 施策の分野の設定
 - 施策の優先度の設定
- ・ 計画の期間、計画の管理 等

(3) 地方公共団体における脆弱性評価等の実施事例

- ・ 事例の紹介

ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会

国土強靱化地域計画策定ガイドライン検討ワーキンググループ（案）

1. 趣旨

地方公共団体における国土強靱化地域計画の円滑な策定に資するため、国土強靱化地域計画を策定する際の参考となる「ガイドライン」の作成に関するワーキンググループを設置する。

2. 構成メンバー

（委員）

藤井座長

奥野委員（地域社会・コミュニティ）

尾崎委員（地方行政）

金谷委員（広報戦略）

中林委員（防災）

（事務局）

内閣官房国土強靱化推進室

地方公共団体の計画策定モデル調査（平成 26 年度）
の進め方（案）

○モデル調査の目的

各地方公共団体において国土強靱化地域計画の策定を促し、国土強靱化を全国的に展開するため、地域計画を策定する意欲のある地方公共団体を対象に、計画の策定過程において助言等の支援を実施し、情報を収集・集約するモデル調査を行い、優良事例を全国の地方公共団体と共有する。

○調査対象と選定方法

平成 26 年度中に地域計画案の作成を予定している地方公共団体（都道府県・市町村）のうち、全国各地における地域計画の策定を先導すると考えられるものについて、公募のうえ案件を選定する。選定にあたっては、地域特性等を考慮する。

○スケジュール（案）

案件募集要領の作成	2 月～ 3 月
（ 2 6 年度予算成立後）	
第 1 次公募・選定	4 月～ 5 月
第 2 次公募・選定	8 月～ 9 月
発注手続き・実施	6 月以降、順次